

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 委託費の弾力運用の通知が改正される～公益事業への充当拡充、会計監査人の費用の取り扱い等が示される～…………… 1
- ◆ 「技能・経験に応じた保育士等の処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）」にかかる対象職員への発令や職務命令等についての考え方が示される…………… 2

◆委託費の弾力運用の通知が改正される

～公益事業への充当拡充、会計監査人の費用の取り扱い等が示される～

平成29年4月6日、内閣府と厚生労働省の連名により、局長通知「「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の一部改正について」と、課長通知「『子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』の運用等について」の一部改正について」を発出しました。改正内容は、平成29年4月1日から適用されます。

通知の本文は、別添の資料1、資料2をご参照ください。

＜改正の主な内容＞

(1) 資料1 局長通知「「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の一部改正について」

- ① 充当先の「同一の設置者が実施する子育て支援事業」に「企業主導型保育事業」を追加。
- ② 公益事業に充当できる額の上限の撤廃。
(前期末支払資金残高の10%を限度としていたものを撤廃。)
- ③ 公益事業の「施設設備の整備等」に要する経費にも充当可。

(2) 資料2 課長通知「「『子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』の運用等について」の一部改正について」

- ① 「事務費支出」には、「会計監査人の設置に関する費用」を含めて差し支えない。
- ② 役員報酬は対象経費として差し支えないが、勤務形態に即して支給。

◆「技能・経験に応じた保育士等の処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）」にかかる対象職員への発令や職務命令等についての考え方が示される

本ニュースNo.16-65、16-66 で既報のとおり、平成 29 年度公定価格（案）で創設される「技能・経験に応じた保育士等の処遇改善」に関する加算（処遇改善等加算Ⅱ）の要件について、必ずしも 4 月から発令や職務命令を行う必要はなく、加算額の支給が 4 月分に遡って行われること、「実態として体制が整備されていることの確認は、4 月時点の各職員の職務分掌の割り当てがわかるような書面が考えられる」との方向性についてお知らせしました。

この点について、改めて内閣府から各都道府県宛に下記の考え方が示されています（下線は全保協事務局）。各施設において、役職付きの名簿や業務分担表などの業務の実態が確認できるものの整備が必要になります。

なお、その他の処遇改善等加算Ⅱにかかる Q & A は、追って発出される予定です。

（問）

処遇改善等加算Ⅱについては、対象職員について、4 月分から加算を受けるためには、各施設において 4 月から発令を行う必要があるか。

（答）

各施設における加算の対象人数の算定・給与規程の改正等に一定の時間を要することから、必ずしも 4 月から行う必要はありません。各施設における加算の対象人数の見込みが明らかになった後、速やかに手続きを行っていただければ、発令が年度途中（例えば 6 月）に行われた場合でも、加算額の支給は 4 月分に遡って行います。

ただし、この場合、当該職員が 4 月当初から園内の業務分担に従って発令を受けるに相当する業務を行っていることが前提であり、都道府県等においては役職付きの名簿や園内の業務分担表等で業務の実態を確認することが必要であると考えられます。